

政務調査費に関する調べ（都道府県）

(平成17年7月調査)

都道府県名	交付対象				交付金額（月額、単位：円）		収支報告書への書類の添付規定							交付金額の改正状況			
	会派 及び 議員	会派 のみ	議員 のみ	その他	会派 （議員1人 当たり）	議員 （1人当 たり）	規定 あり	規定の内容		規定 なし	今後の改正予定						
								領収 書	実績報 告書等		予定 あり	検討中	未定		予定 なし		
1 北海道	○				100,000	430,000				○							
2 青森県		○			310,000		○	-	○								
3 岩手県			○			310,000	○	○	-								
4 宮城県		○			350,000		○	○	○								
5 秋田県	○				60,000	250,000				○					○		
6 山形県		○			310,000					○							○
7 福島県		○			350,000					○							○
8 茨城県		○			300,000					○					○		
9 栃木県		○			300,000					○							○
10 群馬県		○			300,000					○					○		
11 埼玉県		○			500,000					○					○		
12 千葉県	○				50,000	350,000				○					○		
13 東京都		○			600,000					○							○
14 神奈川県				○ ^(注)	※530,000	※530,000				○							○
15 新潟県	○				66,000	264,000				○							○
16 富山県		○			300,000					○					○		
17 石川県		○			300,000					○							○
18 福井県		○			300,000					○							○
19 山梨県	○				50,000	230,000				○					○		
20 長野県		○			290,000		○	○	○								○
21 岐阜県			○			330,000				○							○
22 静岡県		○			450,000					○					○		
23 愛知県		○			500,000					○							○
24 三重県	○				150,000	180,000				○					○		
25 滋賀県	○				150,000	150,000				○			○				
26 京都府	○				100,000	400,000	○	○	-								
27 大阪府	○				100,000	490,000				○					○		
28 兵庫県	○				200,000	300,000				○					○		
29 奈良県	○				50,000	250,000				○							○
30 和歌山県	○				60,000	240,000	○	○	-								
31 鳥取県			○			250,000	○	○	-								
32 島根県	○				30,000	270,000				○							○
33 岡山県			○			350,000				○					○		
34 広島県		○			350,000					○					○		
35 山口県			○			350,000				○			○				
36 徳島県	○				100,000	150,000				○							○
37 香川県		○			300,000		○	-	○								
38 愛媛県		○			330,000		○	-	○								
39 高知県	○				140,000	140,000	○	○	○								
40 福岡県		○			500,000					○							○
41 佐賀県		○			300,000					○							○
42 長崎県	○				40,000	260,000				○							○
43 熊本県			○			300,000				○							○
44 大分県		○			300,000					○					○		
45 宮崎県		○			300,000					○							○
46 鹿児島県		○			300,000		○	-	○								
47 沖縄県	○				100,000	150,000				○					○		
都道府県計	17	23	6	1			11	7	7	36	0	2	16	18			

条例本則の交付月額が31万円であるが、平成15年6月から平成18年3月までに交付する額を月額29万円に減額している。

(注) 神奈川県は、議員1人当たり53万円を、①会派に交付する方法、②議員に交付する方法、③会派及び議員に交付する方法のいずれかを会派において選択する。

議員報酬等に関する調べ(都道府県)

(17. 8. 1現在)

(単位:千円)

都道府県名	報酬月額					報酬月額の削減状況					期末手当の削減状況				
	報酬月額(単位:千円)			改定議決 年月日	改定 年月日	報酬 削減	削減率(%)			期 間	手当 削減	加算率	支給月	削減率	期 間
	議長	副議長	議員				議長	副議長	議員						
北海道	1,160	1,040	900	4.12.14	4.10.1						○	45	3.3	10	15.12~17.12
青森	910	810	780	6.3.15	5.12.1	○	5	4	3	16.1.1~19.4.29		45	3.3		
岩手	930	830	800	7.12.13	7.10.1					16.1.1~17.3.31		45	3.3		
秋田	910	810	780	5.12.17	5.4.1	○	5	3	1	15.7.8~18.6.30		45	3.3		
宮城	1,030	920	850	9.2.21	9.4.1	○	5	5	5	11.4.1~18.3.31		45	3.3		
山形	930	830	800	7.12.15	7.4.1	○	5	5	5	14.4.1~19.4.29		45	3.3		
福島	1,010	900	830	8.3.11	7.10.1	○	5	5	5	15.9.1~19.3.31		45	3.3		
東京都	1,320	1,190	1,060	16.3.31	16.4.1							45	3.5		
神奈川県	1,200	1,080	970	7.12.22	7.12.1							20	4.4		
千葉	1,110	970	880	5.10.13	5.10.1	○	12	12	12	15.12.1~17.7.31					
							6	6	6	17.8.1~19.4.29		20	4.4		
茨城	1,010	900	850	7.3.24	7.4.1	○	10	5	4	15.4.1~18.3.31		45	3.3		
栃木	1,010	920	850	9.3.24	9.4.1	○	5	5	5	15.1.1~17.12.31		45	3.3		
埼玉	1,160	1,030	940	8.12.26	8.10.1					15.8.1~17.3.31		45	3.3		
群馬	980	920	830	6.12.22	6.10.1	○	10	8	5	14.4.1~17.9.30		20	4.4		
山梨	920	830	780	8.12.18	9.1.1	○	5	4	3	16.1.1~17.12.31		20	3.3		
長野	1,040	910	850	7.12.19	7.4.1	○	20	15	10	15.1.1~18.3.31		45	3.3		
新潟	1,030	900	820	16.3.25	16.4.1	○	3	3	3	16.4.1~18.3.31	○	45	3.3	5	16.4~18.3
愛知	1,225	1,078	990	15.11.28	15.12.1							45	3.3		
三重	1,020	900	830	8.3.22	8.1.1							20	4.4		
静岡	1,080	960	880	14.12.25	15.1.1							40	3.3		
岐阜	1,020	920	850	6.12.15	6.12.1	○	6万円	5万円	5万円	15.4.1~18.3.31		20	4.4		
富山	910	860	780	5.12.16	6.1.1	○	26千円	25千円	22千円	15.1.1~15.4.29					
							3	3	3	15.7.1~17.3.31					
							10	7	5	17.4.1~19.4.29		45	3.3		
石川	910	860	780	6.6.24	6.7.1	○	3	3	3	15.1.1~18.3.31	○	45	3.3	3	15.1~18.3
福井	910	860	780	5.12.17	6.1.1	○	3	3	3	17.4.1~18.3.31		45	3.3		
京都	1,120	1,030	960	8.3.15	8.3.1	○	5	5	5	12.1.1~18.3.31		45	3.3		
大阪	1,170	1,030	930	4.3.17	4.4.1							20	4.4		
兵庫	1,140	1,040	930	4.6.5	4.5.1							45	3.3		
奈良	1,008	881	813	15.11.25	15.12.1							45	3.3		
和歌山	1,010	860	820	7.12.21	8.4.1	○	3	3	3	14.4.1~15.3.31					
							5	5	5	15.4.1~18.3.31		45	3.3		
滋賀	1,040	900	840	8.3.29	8.4.1	○	8	7	5	15.4.1~17.3.31					
							10	9	7	17.4.1~18.3.31		45	3.3		
広島	1,113	964	901	12.12.21	13.1.1	○	8.1	8.1	8.1	11.1.1~16.3.31					
							15	12.5	12.5	16.4.1~19.3.31		45	3.3		
岡山	1,020	910	850	7.12.21	7.12.1	○	5	5	5	15.8.1~16.3.31					
							7	7	7	16.4.1~18.3.31		45	3.3		
鳥取	930	811	757	15.11.21	15.12.1	○	7	6	5	14.4.1~20.3.31	○	45	3.3	7, 6, 5	14.4~20.3
							5	5	5	14.7.1~15.3.31					
島根	960	835	770	7.12.22	8.1.1	○	10	7	7	15.4.1~16.3.31					
							20	15	15	16.4.1~18.3.31		45	3.3		
山口	980	880	840	7.12.21	8.1.1	○	5	5	5	15.7.1~18.3.31		45	3.3		
香川	940	850	800	16.3.26	16.4.1	○	5	5	5	17.4.1~18.3.31		45	3.3		
徳島	950	860	810	9.3.28	9.4.1	○	3万円	2万円	2万円	16.4.1~18.3.31		45	3.3		
高知	920	840	790	16.3.18	16.4.1	○	2万円	2万円	2万円	17.4.1~19.4.29		45	3.3		
愛媛	970	870	820	8.3.15	8.4.1	○	5	5	5	15.7.1~19.4.29		45	3.3		
福岡	1,110	980	890	5.3.25	5.4.1	○	2	2	2	17.4.1~18.3.31		45	3.3		
大分	1,035	915	825	8.3.29	8.4.1	○	10	10	5	16.1.1~19.3.31		45	3.3		
佐賀	1,010	880	810	7.10.13	7.11.1							20	3.3		
長崎	1,040	930	830	8.10.4	8.10.1	○	5	5	5	14.8.1~18.7.31		45	3.3		
宮崎	1,040	940	820	8.10.3	8.10.1	○	5	5	5	16.1.1~18.3.31		20	3.3		
熊本	1,050	940	840	9.3.24	9.4.1							45	3.3		
鹿児島	1,030	920	820	9.12.18	10.1.1	○	5	5	5	14.4.1~16.3.31					
							7	7	7	16.4.1~19.3.31		20	3.3		
沖縄	1,000	860	770	16.12.21	17.1.1							20	3.3		
平均	1,028.1	918.2	844.6			33					4				

費用弁償に関する調べ（都道府県）

(17. 8. 1現在)

県名	区分							備考
	1	2	3	4	5	6	7・8	
北海道	往復50未満 15,000	往復100未満 16,000	往復100以上 20,000					
青森県	招集地 9,700	往復50未満 11,300	往復100未満 12,900	往復100以上 16,300				
岩手県	招集地 9,700	片道25未満 11,600	片道50未満 13,400	片道75未満 15,300	片道100未満 17,100	片道100以上 19,000		
秋田県	招集地8未満 5,000	招集地8以上 7,000	往復30未満 9,000	往復60未満 12,000	往復100未満 13,400	往復150未満 15,200	往復150以上 16,300	
宮城県	往復50未満 10,800	往復80未満 12,200	往復120未満 14,100	往復180未満 16,900	往復180以上 20,200			
山形県	往復30未満 10,900	往復50未満 11,600	往復100未満 13,400	往復150未満 15,300	往復200未満 17,100	往復200以上 19,000		
福島県	招集地 9,800	往復50未満 10,700	往復100未満 12,400	往復150未満 15,900	往復200未満 17,700	往復200以上 19,600		
東京都	特別区・島部 10,000	市町村 12,000						
神奈川県	横浜市西区他 12,000	横浜市南区他 12,500	横浜市緑区他 13,000	川崎市市 13,500	小田原市市 14,000	南足柄市市 14,500		
千葉県	招集地 12,200	招集地以外 14,600						
茨城県	片道20未満 13,300	片道50未満 14,800	片道50以上 16,300					
栃木県	往復20未満 11,500	往復60未満 12,500	往復100未満 13,500	往復100以上 14,500				
埼玉県	招集地 11,700	片道50未満 13,800	片道75未満 15,900	片道75以上 18,700				
群馬県	往復15未満 14,400	往復15以上 15,300	往復20以上 16,500	往復30以上 18,100	往復50以上 18,900			
山梨県	片道5未満 10,000	片道30未満 11,100	片道60未満 13,300	片道60以上 14,400				
長野県	片道50未満 3,500	片道50以上 5,000	乗在雑費（2区分）に交通費を原則実費支給（乗用車の場合は1km30円、旅行車費（高速道路代等）を原則実費支給） （宿泊した場合は1,000（風呂会費）+食料料3,000）を支給）					
新潟県	片道15未満 8,000	片道25未満 10,200	片道50未満 12,600	片道100未満 13,900	片道150未満 18,300	片道150以上 18,600		
愛知県	一律額 15,000	一律額15,000+加算額（規則により、住所地の区分に応じ旅行の実費を考慮して定める額 名古屋0、その他400～4900） …現行 15,000～19,900						
三重県	公務雑費 3,000	公務雑費3,000+交通費実費（0～10,520、自家用車の場合は1km30円） …現行3,090～13,520（宿泊した場合は宿泊代定額支給（16,500））						
静岡県	雑費 1,000	雑費1,000+交通費実費（0～12,740、自家用車の場合は1km18円） …現行 1,000～13,740（宿泊した場合は宿泊代定額支給（16,500））						
岐阜県	片道15未満 8,900	片道30未満 10,600	片道50未満 12,400	片道75未満 14,200	片道100未満 16,000	片道150未満 17,800	片道150以上 19,500	
富山県	富山市 9,600	富山市外 11,100	高岡市外 13,000					
石川県	招集地 9,600	往復50未満 11,100	往復100未満 12,800	往復150未満 15,200	往復200未満 16,900	往復250未満 18,300	300未満 19,000 300以上 20,700	
福井県	往復20未満 9,800	往復70未満 12,000	往復120未満 14,600	往復120以上 17,200				
京都府	京都市 11,300	宇治市市 12,040	相楽部他 13,150	興野市市 16,850	宮津市市 19,070	京丹後市市 19,810	1日につき11,300+住所地により加算額 (5区分 740～8,510)	
大阪府	大阪市内 7,000	吹田市市 9,000	堺市市 12,000	貝塚市市 15,000				
兵庫県	会議雑費 2,500	会議雑費2,500+招集交通費（12区分 2,500～19,000） …現行5,000～21,500（宿泊した場合は宿泊代定額支給（16,500））						
奈良県	雑費 3,000	雑費3,000+加算額（陸路5km増すごとに500）…現行3,500～8,000						
和歌山県	招集地 10,500	片道50未満 13,000	片道50以上 16,500					
滋賀県	招集地 3,000	片道25未満 5,500	片道50未満 8,000	片道75未満 10,000	片道75以上 12,000			
広島県	① 片道60以下 11,400	② 片道60超 16,300	一律額（2区分）+加算額（交通費 612～10,652） …現行12,012～26,952（宿泊代は定額を含む）					
岡山県	招集地 9,100	片道25未満 10,500	片道50未満 11,900	片道75未満 15,100	片道100未満 16,500	片道100以上 18,100		
鳥取県	完全実費	交通費 公共交通機関は実費（自家用車の場合は1km16円） …現行 0～11,300（宿泊した場合は宿泊代定額支給 13,300）						旅行の額は17年6月定例会時における1日当たり（宿泊料除く。）の実額である。
島根県	① 宿泊を要しない 7,400	② 宿泊を要する 14,800	① 定額+加算額（500～11,600、在動地内0（8km未満）自家用車規定無） ② 片道50kmに適用（ただし帰宅した場合は7400+交通費）					
山口県	片道25未満 6,400	片道50未満 10,300	片道50以上 13,600					
香川県	招集地 8,000	片道40未満 11,000	片道40以上 12,000					
徳島県	徳島市 8,000	往復100未満 11,000	往復200未満 16,000	往復200以上 22,000				
高知県	招集地 8,000	往復40未満 10,000	往復90未満 12,000	往復150未満 14,000	往復220未満 17,000	往復300未満 20,000	往復300以上 21,000	
愛媛県	招集地 8,300	往復50未満 10,200	往復100未満 12,000	往復150未満 13,900	往復200未満 15,700	往復250未満 17,600	往復250以上 19,400	
福岡県	福岡市 10,000	久留米市市 14,000	北九州市市 17,000	行橋市市 20,000				
大分県	一律額 5,000	一律5,000+交通費実費（0～6,700、8km未満0、自家用車規定無） …現行5,000～11,700（宿泊した場合は宿泊代定額支給 12,300）						
佐賀県	佐賀市 9,700	片道25未満 11,500	片道45未満 13,000	片道45以上 14,600				
長崎県	① 片道25未満 9,200	② 片道50未満 14,800	③ 片道50以上 16,300					
宮崎県	宮崎市 10,000	往復40未満 12,000	往復80未満 13,000	往復120未満 14,000	往復150未満 15,000	往復200未満 16,000	250未満 17 250以上 18	
熊本県	招集地 12,000	その他 16,300						開会日及び県の休日の翌日は、居住する市町 に応じて11段階（12,000～34,300）で支給
鹿児島県	片道20未満 9,700	片道40未満 11,900	片道60未満 13,400	片道60以上又は特集 16,300				
沖縄県	往復25未満 8,000	往復80未満 11,500	往復80以上 15,000	本島以外 16,300				

海外調査に関する調べ(都道府県)

(平成17年7月調査)

	実施状況		限度額	派遣形態	報告書の開覧 (開示請求手続 不要)		業者選定	見直し状況			
	実施	凍結・休止等			実施	未実施		実施	検討中	未実施	見直し内容
北海道	○		1人任期中120万円	原則3人以上	○		複数	○			H16～派遣形態
青森県	○		1人任期中100万円	1人から可能	○		規定なし	○			継続を決定
岩手県	○		1人120万円	1人から可能	○		議員一任			○	
秋田県	○		1人任期中100万円	1人から可能		○	議員一任		○		
宮城県	○		1人任期中120万円	原則3人以上		○	議員一任			○	
山形県	○		1人任期中100万円	1人から可能	○		複数			○	
福島県	○		予算の範囲内	調査団(8人以上)	○		複数	○			H15に現行基準制定
東京都	○		規定なし	調査団(年間15人枠を会派所属議員数で 区分)	○		複数			○	
神奈川県	○	(H11～H15)	1人1回100万円	調査団(原則複数)	○		複数	○			H16～県政調査制度新設(国内・外)
千葉県		○ H11. 6～									
茨城県		○ H15. 6～									
栃木県		○ H16. 17									
埼玉県		○ 今任期中									
群馬県		○ (H15～16未実施)	1人100万円	委員会単位	○		複数	○			今年度基本方針を決定
山梨県	○		1人任期中90万円	1人から可能		○	議員一任			○	
長野県		○ H14. 4～									
新潟県	○		規定なし	全議視察団へ参加	○		主催団体幹事			○	
愛知県	○		規定なし	調査団	○		複数			○	
三重県	○		1人任期中120万円	2人以上	○		複数			○	
静岡県	○		規定なし	調査団	○		複数	○			要領制定、派遣日数の制限設定
岐阜県	○		1人任期中100万円	1人から可能	○		複数	○			H15～限度額の削減
富山県	○		規定なし	3人以上	○		複数			○	
石川県	○		予算の範囲内	原則複数会派3人以上	○		複数	○			H15～派遣形態、調査地域
福井県	○		予算の範囲内	3人以上	○		複数	○			H14～調査内容、H15～派議員廃止
京都府	○	(H11～H15)	規定なし	常任委員会で調査団	○		複数	○			H16～派遣形態
大阪府	○		規定なし	複数会派による調査団	○		複数	○			随行の見直し
兵庫県	○		予算の範囲内	調査団		○	複数			○	
奈良県	○		1人任期中80万円	原則5人以上		○	1審	○			H15～随行廃止
和歌山県	○		1人任期中80万円	1人から可能		○	議員一任			○	
滋賀県	○		規定なし	全議視察団へ参加	○		主催団体幹事	○			H17～人数の減
広島県	○		1人任期中100万円	2人以上	○		複数	○			H15～限度額・期間の減、業者の選定
岡山県	○		1人120万円(1期除く)	1人から可能		○	複数	○			H16～限度額を削減
鳥取県	○		規定なし	全議視察団へ参加、理日本海諸国等との 交流団の派遣		○	複数	○			全議主催視察の派遣人数減
島根県		○ H15. 4～									
山口県		○ H13～									
香川県	○		1人任期中100万円程度	1人から可能		○	複数	○			H14～調査先・回数、旅費額を変更
徳島県	○		2期以上全議視察経費など	1人から可能		○	議員一任			○	
高知県		○ 今任期中									
愛媛県	○		1人任期中100万円	原則5人以上(年2班)	○		複数	○			任期当初に方針決定
福岡県	○		1人任期中100万円	原則3人以上		○	議員一任			○	
大分県	○		1人任期中100万円	5人以上(5人未満の会派は除く)	○		複数	○			H16～回数、限度額、随行条件の変更
佐賀県	○		全議主催視察経費を限度	原則概ね10人以上	○		1審			○	
長崎県	○		1人任期中130万円(1期目60万円)	1人から可能		○	議員一任			○	
宮崎県	○		1人任期中100万円	1人から可能	○		議員一任			○	
熊本県	○		1人任期中100万円	5人以上	○		複数			○	
鹿児島県	○		年間予算の範囲内	調査団	○		複数	○			H15～欧州・北米地域の視察休止
沖縄県	○		規定なし	委員会単位、調査団、全議視察へ参加	○		複数	○			H17～随行人数減
計	38	9			27	12		21	1	17	

永年勤続表彰に関する調べ(都道府県)

(平成17年7月調査)

	制度の有無		表彰基準	表彰内容			記念品の内容	備考
	有	無		表彰状	記念品	その他		
北海道	○		12年・24年	○	○		12年7万円程度、24年10万円程度	
青森県		○						
岩手県	○		25年・35年・35年超は5年毎	○	○		25年10万円以内、35年20万円以内、35年超35年の額に5年を超える毎に5万円加算	
秋田県	○		25年・25年超は5年毎	○	○		25年純銀製節扇、30年肖像写真、35年金一封	
宮城県	○		30年	○	○	○	額縁	その他～議事室内に肖像を掲額
山形県	○		24年	○	○		メダル	
福島県	○		24年	○	○	○	30万円相当	その他～議会運営委員会室に肖像画の掲額
東京都	○		25年・30年	○	○		25年～大田道灌像、30年～挿々	
神奈川県	○		15年、20年、25年、30年、35年及び40年	○	○		5万円相当(花瓶・書物・茶器等)	
千葉県	○		10年以上4年毎	○				
茨城県	○		10年以上5年毎	○	○		置き時計他	
栃木県	○		10年以上5年毎	○	○		20年以上1万5千円程度、30年以上2万円程度	
埼玉県	○		24年(その功績が顕著な者)	○	○		副賞(予算の定めるところによる)	
群馬県	○		10年以上5年毎、重役受章受章者	○	○		永年～予算の範囲内、褒賞～銀杯	
山梨県	○		10年以上5年毎	○	○		10年5万円、15年10万円、20年15万円、25年20万円	
長野県	○		20年、30年、40年	○	○			
新潟県	○		10年以上5年毎	○	○		10年2万円相当、15年3万円相当、20年以上5万円相当	
愛知県	○		30年	○				
三重県	○		25年	○				
静岡県	○		全議表彰者(10年以上5年毎)		○		伝統工芸品(1万5千円程度)	H16 25年以上の肖像画贈呈廃止
岐阜県	○		25年	○	○	○	予算の範囲内	その他～肖像画
富山県	○		10年以上5年毎	○	○		10年約15万、15年約24万、20年約32万、25年約40万円(予算額)	
石川県	○		10年以上5年毎	○	○		10年10万円程度、以降5年毎に5万円を加算	
福井県	○		10年以上5年毎	○	○		縫前漆器パネル又は文庫	
京都府		○						
大阪府	○		10年以上5年毎	○	○		15年、25年、35年以降5年毎 10万円程度	
兵庫県	○		全議表彰者(10年以上5年毎)	○				
奈良県		○						
和歌山県		○						
滋賀県	○		10年以上5年毎	○	○		10年2万円、15年3万円、20年以上6万円、25年10万円、30年15万円相当	
広島県	○		25年	○	△	○	議員互助会から表彰祝金 50万円	その他～写真を議長第2応接室に掲揚
岡山県	○		30年	○	○		特に定めなし	
鳥取県	○		10年以上5年毎		○		10年5万円、15年10万円、20年15万円、30年20万円、35年25万円、40年30万円相当	在職20年以上の退任に際し知事から感謝状
島根県	○		10年以上5年毎	○		○		その他～25年の者は議事室内に写真掲揚
山口県		○			△			全議表彰者に議員厚生会から副賞授与
香川県	○		25年	○	○		キャンバス仕上げの肖像写真	
徳島県	○		12年以上在職者が職を有しなくなったとき	○		○		その他～徽章の贈呈、県の行う主要な式典等へ招待など
高知県	○		12年、20年、28年	○	○		置き時計	
愛媛県		○						
福岡県	○		8年以上4年毎	○	○		県産品(5万円程度)	
大分県	○		10年以上5年毎	○	○		10、15年2万円相当、20、25年3万円相当、30年以上5万円相当	
佐賀県	○		20年以上5年毎	○	○		20年3万円、以降1期毎に5千円上積み	
長崎県	○		15年、20年及び特別功労者	○	○		15年銀杯、20年金杯、特別功労者は不明	特別功労～議長として在職5年以上、在職30年を超える者等
宮崎県	○		10年以上5年毎	○	○		県産品(予算の範囲内@3万～10万円)	
熊本県	○		15年以上5年毎	○	○		15年銀製品、20年から5年毎金盃	
鹿児島県	○		10年以上5年毎	○	○		10年1万5千円、15年2万円、20年2万5千円、25年3万円、30年15万円以内	
沖縄県	○		15年、20年、25年、30年及び特別功労者	○	○		上 4万円相当、30年以上 5万円相当、特別功労者 5万円相当	特別功労～議長として在職8年以上、特に功績のあった者等
計	41	6		39	34	6		

△は、議員互助会から支出

議員肖像画等に関する調べ(都道府県)

(平成17年7月調査)

区分	名称	対象/種類			予算(千円) ※千円未満切り上げ			掲額状況 (議長に係るものに限る。)		備考
		議長	副議長	永年在職者	議長	副議長	永年在職者	枚数	場所	
都道府県	北海道	肖像画	作成していない	作成していない	500	—	—	35	議場外側回廊	
	青森県	写真	写真	作成していない	30	30	—	35	議長応接室	
	岩手県	写真	作成していない	写真(25年以上)	41	—	55	40	特別委員会室	
	宮城県	写真	写真	写真(30年以上)	35	25	35	48	議場ロビー	
	秋田県	写真	写真	肖像画(25年)	70	52	397	45	大会議室	
	山形県	写真	写真	写真(24年以上)	—	—	—	20	議長室	
	福島県	写真	写真	肖像画(24年以上)	16	16	152	54	議員面会所・議長室	
	茨城県	写真	写真	肖像画(30年以上)	50	50	800	32	大会議室	
	栃木県	写真	写真	肖像画(25年以上)	30	20	210	93	常任委員会・特別委員会廊下	
	群馬県	写真	写真	肖像画(25年以上)	19	19	700	28	議長室前通路	
	埼玉県	写真	作成していない	写真(24年以上)	37	—	70	43	議事堂内展示ホール	
	千葉県	写真	作成していない	肖像画(30年以上)	50	—	800	57	議場ロビー	
	東京都	肖像画	写真	肖像画(30年以上)	1,000	—	1,000	11	議長応接室	種類は、肖像画を基本とする。
	神奈川県	作成していない	作成していない	作成していない	—	—	—	—	—	
	新潟県	写真	作成していない	写真(25年)	15	—	16	67	議場外廊下	
	富山県	肖像画	作成していない	肖像画(25年以上)	350	—	300	57	議場外側廊下	
	石川県	写真	写真	肖像画(25年以上)	19	19	525	55	議場ロビー・傍聴ロビー	
	福井県	写真	写真	肖像画(25年以上)	5	5	462	85	議場外側	
	山梨県	写真	写真	肖像画(25年以上)	37	21	189	53	応接室	
	長野県	写真	写真	作成していない	1	1	—	23	議長応接室	
	岐阜県	写真	作成していない	肖像画(25年以上)	4	—	300	89	議会棟通路	写真はモノクロ
	静岡県	肖像画	作成していない	作成していない	315	—	—	10	議長室内	議長室に10代前まで掲示、その他別室
	愛知県	写真	写真	写真(30年以上)	7	7	25	45	議事堂内	
	三重県	写真	写真	作成していない	6	6	—	81	全員協議室外側回廊	
	滋賀県	写真	作成していない	肖像画(25年以上)	10	—	399	72	議会運営委員会室	
	京都府	作成していない	作成していない	作成していない	—	—	—	—	—	
	大阪府	写真	写真	写真(25年以上)	13	13	11	76	議長室・議場入口右通路	
	兵庫県	写真	写真	作成していない	1	1	—	73	本会議場記者ロビー	
	奈良県	作成していない	作成していない	作成していない	—	—	—	—	—	
	和歌山県	写真	写真	肖像画(20年以上)	2	2	—	58	議会運営委員会室	
	鳥取県	写真	作成していない	肖像画(25年以上)	5	—	942	56	議員控室外側廊下	
	島根県	写真	作成していない	写真(25年以上)	15	—	150	56	議長応接室・議運室	
	岡山県	写真	作成していない	作成していない	—	—	—	80	議長応接室	
	広島県	写真	写真	作成していない	—	12	—	36	議長室	
	山口県	写真	写真	作成していない	10	10	—	45	旧県会議事堂内	写真を7ケル版へ焼き付け
	徳島県	写真	作成していない	作成していない	—	—	—	57	議長室、議長応接室	
	香川県	写真	写真	作成していない	25	25	—	36	議長応接室	
	愛媛県	作成していない	作成していない	作成していない	—	—	—	—	—	
	高知県	写真	作成していない	作成していない	20	—	—	70	議長室・議長応接室	写真のみの金額(額は別途)
	福岡県	写真	写真	作成していない	3	2	—	56	議長控え室・代表者会議室	
	佐賀県	写真	作成していない	写真(25年以上)	32	—	32	29	議会運営委員会室・廊下	
	長崎県	写真	写真	写真(20年以上)	—	—	—	27	議長室	
	熊本県	写真	写真	肖像画(25年以上)	5	5	400	56	議長応接室	
	大分県	写真	写真	作成していない	28	30	—	25	議長室	議長写真39枚のうち、25枚のみ掲額
	宮崎県	作成していない	作成していない	作成していない	—	—	—	—	—	
	鹿児島県	写真	作成していない	肖像画(25年以上)	120	—	240	33	議会庁舎2階ロビー廊下	
	沖縄県	写真	写真	作成していない	14	14	—	18	議長室	